

松阪市コロナに負けるな！キャッシュレス還元事業決済事業者プロポーザル質問回答

募集要項該当箇所	質 問	回 答
4－②	令和５年２月２８日まで事業を実施した場合、費用面の清算は令和５年３月末までに完了予定であり、ユーザーへのポイント還元は令和５年４月末日を予定しているが、事業への参加は問題ないか。	令和5年3月31日までに市へ事務委託費・ポイント還元額の請求をいただきますようお願いします。 ※ 支払い事務処理の都合で、貴社への支払いは４月にずれ込む可能性があります。
5－（４）－②	開催される説明会は全て参加が必要かどうか。	5-（４）-②の体験教室・個別相談会につきましては、貴社にて、開催できうる回数をご記載いただきますようお願いします。開催に伴い、費用等が必要な場合も別途、提示いただきますようお願いします。